



NPO法人

子育て・子育てサポートきらきらクラブ

R2. 4. 27 号外

(文責 和治)

## 5月2日(土) 特別閉所とさせていただきます

5月2日(土)の閉所につきましては、3月2日(月)から長期に亘り、学童保育所、日中一時支援事業について、7時30分～19時を開所させていただいております。途中4月13日(月)からは特別保育ということで、保護者さんにはご協力をいただき、利用者児童、生徒さんの人数も減少しましたが、職員の勤務時間は長期休暇体制をとらせていただいております。

4月24日(金)に、市長メッセージが発表されました。5月31日(日)まで小中学校は休校となりました。益々長期休暇体制が継続するというので、5月2日(土)の閉所を決定させていただきました。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。お知らせが遅くなりましたのは、現在高島市さんからコロナウイルス感染症拡大防止対策本部で決定されました内容を受けて、法人としての対応を検討しております。お知らせが直前になりましたことをご詫言申し上げます。

## 5月7日(木)～31日(日)は閉所となります。 特別保育ご利用時申請が必要となります。 ご注意ください。



上記期間中のご利用につきましては、保護者のみなさまが医療、交通、社会福祉等、社会生活を維持する上で必要な業務に従事し勤務を休むことが困難な場合や、極度の育児疲れや病気等の場合は、これまで同様に特別保育の対応を行いますが、保護者の方のいずれかが在宅可能な場合は、原則として学童保育所や日中一時支援事業の利用をお控えください。育児疲れにつきましては、祖父母さんの場合も同様となります。

つきましては、5月7日以降に特別保育を希望される場合は、事前に申込書を提出いただく方式に変更させていただきます。また、予防を徹底していたとしても、人の集まる場所では、どこにおいても感染のリスクがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. きらきらクラブの各事業所は上記のとおり、閉所とさせていただきます。

ご家庭の事情により特別保育を行いますので、事前に特別保育申込書を各事業所までご提出ください。利用の際は、毎日これまで同様、朝、夜の健康観察(検温、咳、のどの痛み、鼻水、強いだるさ等)をしていただき、健康観察票を提出いただきますようお願いいたします。

1. お子様に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときには、自宅で休養いただきますようお願いいたします。

1. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、直接医療機関に行かず、

「帰国者接触相談センター」(高島保健所080-2522-7183)にご相談ください。

1. この何とも言いえない状況を、少しでも前向きな言葉や行動で切り抜けられるように、職員一同励みたいと思います。ご理解ご協力を本当にお願い申し上げます。